



産業廃棄物処理委託契約書 [収集・運搬用]

平成28年9月1日

排出事業者 (甲)

京都府保健事業協同組合へ契約事務等の委任をした会員 (別紙のとおり)

収集・運搬業者 (乙)

住所 京都市伏見区横大路千両松町196番地の1
 氏名 株式会社 山本清掃
 代表取締役 山本敏裕

収集・運搬業者 (丙)

住所 京都市伏見区桃山町新町35番地
 氏名 旭興産業株式会社
 代表取締役 山分 洋

収集・運搬業者 (丁)

住所 北海道札幌市中央区北3条西1丁目2番地
 氏名 エア・ウォーター物流株式会社
 代表取締役 川田 博一

契約事務等代理人 (戊)

住所 京都市中京区高倉通御池上ル終町583番地2
 氏名 京都府保健事業協同組合
 理事長 大本一夫

上記排出事業者 (京都府保健事業協同組合へ契約事務等の委任をした会員) (以下「甲」という。) と収集・運搬業者 株式会社山本清掃 (以下「乙」という。)、及び甲と収集・運搬業者 旭興産業株式会社 (以下「丙」という。)、及び甲と収集・運搬業者 エア・ウォーター物流株式会社 (以下「丁」という。)、及び、契約事務等代理人京都府保健事業協同組合 (以下「戊」という。) は、甲の事業場から排出され戊の事業所にて保管している産業廃棄物の収集・運搬を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号。以下「法」という。) に従い適正に行うため、次のとおり契約を締結する。この契約の成立を証するために、本書1通を作成し、戊がこれを保有し、乙、丙及び丁はこの写し (複写機によるコピー) を各1通保有するものとする。

なお、甲は京都保健事業協同組合ホームページに掲載される本契約書の写しにより確認するものとする。

第1条 (法の遵守)

甲、乙、丙、丁及び戊は、処理業務の遂行にあたって法その他関係法令を遵守するものとする。

第2条 (委託内容)

甲は、甲の事業所から排出され戊の事業所にて保管している産業廃棄物の収集・運搬を乙、丙及び丁に委託し、乙、丙及び丁は、甲から委託された産業廃棄物を【委託業務の内容】に示す収集・運搬区間において、許可された車両で適正に収集・運搬する。

第3条 (事業の範囲)

乙、丙及び丁の事業範囲は【委託業務の内容】に示すとおりであり、乙、丙及び丁はこの事業範囲を証するものとして許可証の写しを本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙、丙及び丁は速やかにその旨を甲及び戊に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲及び戊に提出する。

第4条（適正処理に必要な情報の提供）

- 1 甲もしくは戊は、収集・運搬を委託する産業廃棄物の種類、発生工程、性状（形状、成分、有害物質の有無及び臭気）、荷姿、腐敗・揮発等性状の変化、混合等により生じる支障、排出数量等の必要な情報を乙、丙及び丁に文書にて通知しなければならない。通知する文書は「廃棄物データシート」（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」（平成25年6月）を参照）の項目を参考に作成を行うものとする。
- 2 甲もしくは戊は、当該廃棄物が日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付されたものである場合、当該含有マークに関する情報を乙、丙及び丁に文書にて通知しなければならない。
- 3 甲もしくは戊は、本契約の有効期間中、契約締結時に提供した当該廃棄物に係る前2項の情報に変更が生じる場合は、速やかに当該情報を文書にて乙、丙及び丁に提供し、甲、乙、丙、丁及び戊間で対応について協議する。

第5条（再委託の禁止）

乙、丙及び丁は、甲から委託された産業廃棄物の処理を他人に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲及び戊の書面による承諾を得て法の定める再委託の基準に従う場合はこの限りではない。

第6条（権利・義務の譲渡）

乙、丙及び丁は、本契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、甲及び戊の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

第7条（損害の賠償）

乙、丙及び丁は、甲から委託された産業廃棄物をその積み込み作業の開始から荷卸し作業の完了まで、法令に基づき適正に処理する責任を負う。この間に発生した事故については、その原因が甲もしくは戊の責に帰する場合を除き、乙、丙及び丁が責任を負う。

第8条（委託業務終了報告）

乙、丙及び丁は、甲から委託された産業廃棄物の処理業務が完了した後、直ちに業務終了報告書を作成し、戊に提出する。戊は、甲に業務完了したことを伝える。ただし、業務終了報告書は電子マニフェストの登録で代えることができる。

第9条（委託料・消費税・支払い）

- 1 甲の委託する産業廃棄物の処理業務に関する委託料の支払いについては【委託業務の内容】（5）の表にて定める単価に基づき算出する。
- 2 委託料の額が経済情勢の変化等により不相応となったときは、甲、乙、丙、丁及び戊の協議によりこれを改定することができる。
- 3 甲の委託する産業廃棄物の処理業務についての消費税等は、甲が負担する。
- 4 甲は、乙、丙及び丁からの業務終了報告書によって処理を確認した後、乙、丙及び丁に処理料金を支払う。なお支払方法は、別に定めるものとする。

第10条（内容の変更）

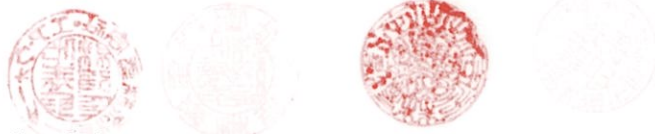
甲、乙、丙、丁及び戊は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価または委託期間を変更するとき、または予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲、乙、丙、丁及び戊が協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

第11条（機密保持）

甲、乙、丙、丁及び戊は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合は、相手方の文書による許諾を得なければならない。

第12条（契約の解除）

- 1 甲、乙、丙、丁及び戊は、いずれかの当事者が本契約の各条項のいずれかに違反したときは、この契約を解除することができる。
- 2 甲、乙、丙、丁及び戊は、いずれかの当事者が次の各号に1つでも該当するときには、本契約の期間中であっても、本契約の全部または一部を解除することができる。
 - (1) 振出、裏書、引受、保証した手形、小切手が不渡りとなったとき。
 - (2) 差押、仮差押、仮処分、滞納処分を受けたとき。
 - (3) 破産、民事再生、会社更生の手續開始の申立、または解散、私的整理がなされたとき。



- (4) 前3号に準ずる信用失墜の事実が認められるとき。
- (5) 乙、丙及び丁に対する債務の履行を1回でも怠ったとき。
- (6) 災害等の不可抗力により、本契約の履行を困難にする事項が生じたとき。
- (7) 第13条の定めを違反したとき。

3 甲、乙、丙、丁及び戊が第1項及び前項各号に1つでも該当する場合、該当者は当然に期限の利益を喪失し、相手方に対する残債務全額を直ちに支払わなければならない。

4 第1項、第2項の規定または法令の規定によりこの契約を解除できる場合でも、本契約に基づき甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理を野村興産株式会社の最終処分場所であるイトムカ鉱業所で完了していないときは、当該産業廃棄物を甲、乙、丙、丁及び戊の責任で処理した後でなければ、本契約は解除できない。

第13条 (反社会的勢力の排除)

1 甲、乙、丙、丁及び戊は、それぞれ相手方に対し次の各号の事項を確約する。

(1) 自らまたはその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。)が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋、その他反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)ではないこと。

(2) 本契約の締結が、反社会的勢力の活動を助長し、またはその運営に資するものでないこと。

2 甲、乙、丙、丁及び戊は、反社会的勢力の排除に厳正に取り組んでおり、それぞれが相手方による前項の確約に依拠して本契約の締結及び履行をするものであることを確認する。

第14条 (協議)

この契約に定めのない事項またはこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度甲、乙、丙、丁及び戊が誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

1字削除
(字加入)



【委託業務の内容】

(1) 委託期間 平成28年9月1日から平成29年3月31日までとする。

(2) 積み込み場所

積み込み場所：別紙のとおり

積み込み場所所在地：別紙のとおり

(3) 収集・運搬区間及び事業の範囲

収集・運搬区間	担当会社	許可番号	事業の範囲
上記積み込み場所から 丙の積替保管施設まで	乙	京都府 第02601021247号 京都市 第06511021247号	許可証のとおり
丙の積替保管施設	丙	京都市 第06511005533号	許可証のとおり
丙の積替保管施設から野村興産 株式会社のイトムカ鋳業所まで	丁	京都市 第06501005201号 北海道 第00110005201号	許可証のとおり

(4) 収集運搬の最終目的地及び積替保管に関する事項

乙が収集運搬する最終目的地

乙の収集運搬 最終目的地	旭興産業(株)横大路リサイクルセンター 京都市伏見区横大路千両松町60-4,475-2
--------------	--

丁が収集運搬する最終目的地

丁の収集運搬 最終目的地	野村興産株式会社 イトムカ鋳業所 北海道北見市留辺薬町富士見217番地1
--------------	---

積替保管地について

積替保管施設名	旭興産業(株)横大路リサイクルセンター
所在地	京都市伏見区横大路千両松町60-4,475-2
積替保管を行う廃棄物の種類	許可証のとおり
保管上限	許可証のとおり

(5) 委託する産業廃棄物の種類、数量、契約単価

品名	廃棄物の種類	予定数量	契約単価 (税別)
廃血圧計	金属くず、ガラスくず、 廃プラスチック類	60台/年	収集費等 1,426円/台
廃体温計	金属くず、ガラスくず、 廃プラスチック類	90本/年	収集費等 432円/台
充填用水銀	金属くず、ガラスくず、 廃プラスチック類	50g/年	収集費等 1,426円/50g 50g未満は繰り上げ

※契約単価：収集運搬の回数は、年1回の回収とする。

(6) 委託する産業廃棄物の適正処理に必要な情報

品名	発生工程	性状及び荷姿	性状の変化、混合等により 生じる支障及び含有マー ク (JIS C0950) に関する 情報	取扱注意事項
廃血圧計	甲の施設内で 使用済みにな ったもの	固形、ダンボール箱等	混合等により破損のリス クが生じる。	破損に注意
廃体温計		固形、ダンボール箱等		
充填用水銀		固形、ダンボール箱等		

(7) 委託料金の支払方法

第9条第4項の委託料は、戊が甲に請求し、甲は当該委託料を戊へ支払うものとする。戊から乙、丙、丁への支払い方法は、丙に戊が支払い、乙、丁は丙から当該委託料の支払いを受けるものとする。

別紙 1

契約単価の内訳

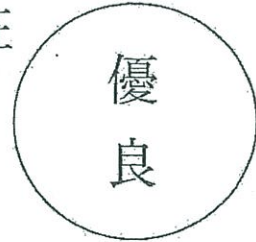
品名	費用項目	単価 (税込)
廃血压計	収集費等 (乙)	324 円/台
	運搬費等 (丙)	216 円/台
	運搬費等 (丁)	216 円/台
	事務諸経費等	670 円/台
廃体温計	収集費等 (乙)	216 円/本
	運搬費等 (丙)	108 円/本
	運搬費等 (丁)	108 円/本
	事務諸経費等	0 円/本
充填用水銀	収集費等 (乙)	324 円/50 g
	運搬費等 (丙)	216 円/50 g
	運搬費等 (丁)	216 円/50 g
	事務諸経費等	670 円/50 g



様式第七号の二（第十条の二関係）

許可番号 02601021247

産業廃棄物収集運搬業許可証

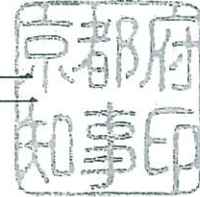


住所 京都府京都市伏見区横大路千両松町196番地の1

氏名 株式会社山本清掃
代表取締役 山本 敏裕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

京都府知事 山田 啓



許可の年月日 平成22年8月12日

許可の有効年月日 平成29年7月19日

1. 事業の範囲

(積替え又は保管を含まない)

①燃え殻

②汚泥

③廃油

④廃酸

⑤廃アルカリ

⑥廃プラスチック類

⑦紙くず

⑧木くず

⑨繊維くず

⑩動植物性残さ

⑪ゴムくず

⑫金属くず

⑬ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

⑭がれき類

⑮ばいじん

以上15種類（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除き、石綿含有産業廃棄物であるものを含む。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さなし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成7年7月20日：当初許可

平成11年2月5日：変更許可（取り扱う産業廃棄物の種類の追加：③⑦⑧⑨⑩⑪⑭）

平成12年7月20日：更新許可

平成15年7月2日：変更許可（取り扱う産業廃棄物の種類の追加：①②⑮）

平成17年11月7日：更新許可

平成17年11月7日：変更許可（取り扱う産業廃棄物の種類の追加：④⑤）

平成22年8月12日：更新許可

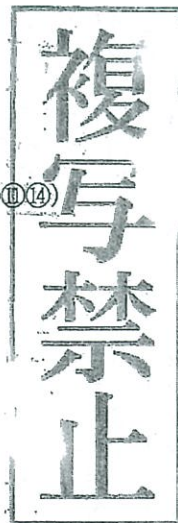
平成25年9月25日：優良基準適合

5. 積替え許可の有無 (有)・無

市名 京都市

許可番号 06511021247

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 (有)・無



(日本工業規格 A列4番)



許可番号06511021247

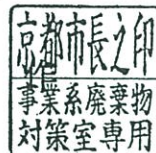
産業廃棄物収集運搬業許可証



住 所 京都府京都市伏見区横大路千両松町196番地の1
氏 名 株式会社 山本 清掃 代表取締役 山本 敏裕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する

京都市長 門川 大



許可の年月日 平成 21年 9月 13日
許可の有効年月日 平成 28年 9月 12日

1. 事業の範囲

保管積替えを含む。(15を除く。)

- | | | |
|----------|------------|-------------|
| ① 燃 え 殻 | ⑥ 廃プラスチック類 | ⑪ ゴ ム く ず |
| ② 汚 泥 | ⑦ 紙 く ず | ⑫ 金 属 く ず |
| ③ 廃 油 | ⑧ 木 く ず | ⑬ ガ ラ ス く ず |
| ④ 廃 酸 | ⑨ 織 維 く ず | ⑭ が れ い き |
| ⑤ 廃 アルカリ | ⑩ 動植物性残さ | ⑮ ば い じ ん |

以上 15 種類

(特別管理産業廃棄物であるものを除く。⑥⑬⑭は石綿含有産業廃棄物を含む。)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地 : 京都市伏見区横大路千両松町 193-2,194-1,195,196-1,196-2,197-2,198-3
面積 : 653 m² 保管上限 : 1,110 m²
種類 : ① ~ ⑭ (⑥⑬⑭は石綿含有産業廃棄物を含む)

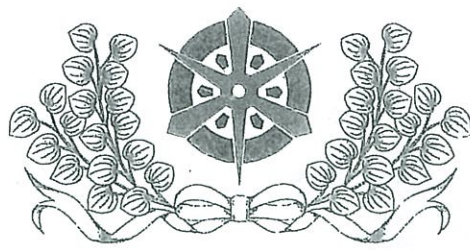
3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 6年 9月 13日	新規許可	
平成 11年 9月 13日	更新許可	
平成 16年 9月 13日	更新許可	
平成 17年 12月 16日	変更届	(積替保管施設設置場所)
平成 18年 10月 25日	変更届	(積替保管施設増設)
平成 19年 11月 1日	廃止届	(積替保管施設一部廃止)
平成 21年 9月 13日	更新許可	
平成 25年 8月 5日	廃止届	(積替保管施設一部廃止)
平成 25年 9月 27日	優良確認	



5. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 無



許可番号 06511005533

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 京都府京都市伏見区桃山町新町35番地
氏 名 旭興産業株式会社 代表取締役 山分洋

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

京都市長 門川大



許可の年月日 平成 26年 10月 3日
許可の有効年月日 平成 31年 9月 11日

1. 事業の範囲

保管積替えを含む。

- | | |
|---------|-------------|
| ① 燃 え 殻 | ⑤ 廃 アルカリ |
| ② 汚 泥 | ⑥ 廃 プラスチック類 |
| ③ 廃 油 | ⑦ 金 属 く ず |
| ④ 廃 酸 | ⑧ ガ ラ ス く ず |

以 上 8 種 類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所 在 地 : 京都府京都市伏見区横大路千両松町60番4, 4.75番2
面 積 : 130m²
種 類 : ① ~ ⑧
保管上限 : 3.5 t

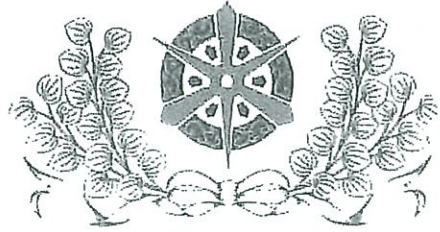
3. 許可の条件

1. 許可の更新又は変更の状況

平成 元年	9月12日	新規許可
平成 6年	9月12日	更新許可
平成 11年	9月12日	更新許可
平成 13年	3月26日	変更許可 (保管積替)
平成 16年	9月12日	更新許可
平成 21年	9月12日	更新許可
平成 26年	10月 3日	更新許可

2. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

無



許可番号 06501005201

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 北海道札幌市中央区北三条西一丁目2番地

氏 名 エア・ウォーター物流株式会社 代表取締役 川田 博一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する

京都市長 門 川 大



許可の年月日 平成 25年 10月 10日

許可の有効年月日 平成 30年 10月 9日

1. 事業の範囲

保管積替えを含まない。

- | | | |
|----------|------------|---------------|
| ① 燃 え 殻 | ⑥ 廃プラスチック類 | ⑪ 金 属 く ず |
| ② 汚 泥 | ⑦ 紙 く ず | ⑫ 金 ガ ラ ス く ず |
| ③ 廃 油 | ⑧ 木 く ず | ⑬ 金 鉍 さ |
| ④ 廃 酸 | ⑨ 織 維 く ず | ⑭ が れ き 類 |
| ⑤ 廃 アルカリ | ⑩ ゴ ム く ず | ⑮ ば い じ |

以上 15 種類

(特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成20年10月10日	新規許可
平成25年10月10日	更新許可

5. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

無

許可番号 第00110005201号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 札幌市中央区北3条西1丁目2番地

氏名 エア・ウォーター物流株式会社 代表取締役 川田 博一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ



許可の年月日 平成27年 1月18日
許可の有効年月日 平成32年 1月17日

1. 事業の範囲

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、鉱さい、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、動物のふん尿、ばいじん。積替保管あり。以下余白。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ第2面及び第3面に記載のとおり。以下余白。

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

昭和60年 1月18日	新規許可【小樽市】
平成2年 1月18日	更新時変更許可【小樽市】
平成7年 1月18日	許可の更新
平成7年 1月18日	許可の更新【小樽市】
平成9年 12月26日	変更許可（積替保管の追加。）
平成11年 4月14日	変更許可（紙くず、木くず、動植物性残さ、鉱さい、がれき類、動物のふん尿の追加。）
平成11年 5月28日	変更許可（紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物のふん尿の追加。）【小樽市】
平成12年 1月18日	許可の更新
平成12年 1月18日	許可の更新【小樽市】
平成17年 1月18日	許可の更新
平成18年 4月1日	小樽市より移管
平成22年 1月28日	許可の更新
平成27年 1月18日	許可の更新

5. 積替え許可の有無 有・無
旭川市 許可番号 第05010005201号

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無

(石狩振興局)

産業廃棄物収集運搬業許可証

許可番号 第00110005201号
 許可業者の名称 エア・ウォーター物流株式会社

札幌環境営業所
 施設の種類 保管場所1
 設置場所 江別市工業町25番地11
 面積 8.4㎡
 種類
 ・廃プラスチック類。
 保管上限 2,945.6kg

施設の種類 保管場所2
 設置場所 江別市工業町25番地11
 面積 8.4㎡
 種類
 ・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、
 コンクリートくず及び陶磁器くず(廃OA機器)。
 保管上限 203.35kg

施設の種類 保管場所3
 設置場所 江別市工業町25番地11
 面積 8.4㎡
 種類
 ・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、
 コンクリートくず及び陶磁器くず(廃医療機器)。
 保管上限 2,135kg

施設の種類 保管場所4
 設置場所 江別市工業町25番地11
 面積 8.4㎡
 種類
 ・金属くず。
 保管上限 467.39kg

施設の種類 保管場所5
 設置場所 江別市工業町25番地11
 面積 8.4㎡
 種類
 ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず。
 保管上限 79.45kg

施設の種類 保管場所6
 設置場所 江別市工業町25番地11
 面積 8.4㎡
 種類
 ・廃油。
 保管上限 56.7ℓ

施設の種類 保管場所7
 設置場所 江別市工業町25番地11
 面積 8.4㎡
 種類
 ・廃酸。
 保管上限 17.5ℓ

施設の種類 保管場所8
 設置場所 江別市工業町25番地11
 面積 8.4㎡
 種類
 ・廃アルカリ。
 保管上限 11.9ℓ

施設の種類 保管場所9
 設置場所 江別市工業町25番地11
 面積 8.4㎡
 種類
 ・汚泥。
 保管上限 78.96kg

施設の種類 保管場所10
 設置場所 江別市工業町25番地11
 面積 8.4㎡
 種類
 ・汚泥、金属くず(廃乾電池)。
 保管上限 24.5kg

稚内営業所
 施設の種類 保管場所1
 設置場所 稚内市大字声間村字声門4-18-22
 面積 1.08㎡
 種類
 ・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、
 コンクリートくず及び陶磁器くず(廃OA機器)。
 保管上限 210kg

施設の種類 保管場所2
 設置場所 稚内市大字声間村字声門4-18-22
 面積 1.08㎡
 種類
 ・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、
 コンクリートくず及び陶磁器くず(廃医療機器)。
 保管上限 420kg

施設の種類 保管場所3
 設置場所 稚内市大字声間村字声門4-18-22
 面積 1.08㎡
 種類
 ・廃酸。
 保管上限 65kg

施設の種類 保管場所4
 設置場所 稚内市大字声間村字声門4-18-22
 面積 1.08㎡
 種類
 ・廃アルカリ。
 保管上限 35kg

第3面へ続く。以下余白。

産業廃棄物収集運搬業許可証

許可番号 第00110005201号
許可業者の名称 エア・ウォーター物流株式会社

美幌営業所
施設の種類の種類
設置場所 保管場所1
網走郡美幌町字高野104-27
面積 1.34㎡
種類
・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、
コンクリートくず及び陶磁器くず(廃OA機器)。
保管上限 210kg

施設の種類の種類
設置場所 保管場所2
網走郡美幌町字高野104-27
面積 1.34㎡
種類
・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、
コンクリートくず及び陶磁器くず(廃医療機器)。
保管上限 420kg

施設の種類の種類
設置場所 保管場所3
網走郡美幌町字高野104-27
面積 1.34㎡
種類
・廃酸。
保管上限 35kg

施設の種類の種類
設置場所 保管場所4
網走郡美幌町字高野104-27
面積 1.34㎡
種類
・廃アルカリ。
保管上限 35kg

施設の種類の種類
設置場所 保管場所5
網走郡美幌町字高野104-27
面積 1.44㎡
種類
・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、
コンクリートくず及び陶磁器くず(廃OA機器)。
保管上限 4,200kg

帯広営業所
施設の種類の種類
設置場所 保管場所1
河西郡芽室町東芽室基線5-7
面積 1.34㎡
種類
・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、
コンクリートくず及び陶磁器くず(廃OA機器)。
保管上限 210kg

施設の種類の種類
設置場所 保管場所2
河西郡芽室町東芽室基線5-7
面積 1.34㎡
種類
・廃油。
保管上限 140kg

施設の種類の種類
設置場所 保管場所3
河西郡芽室町東芽室基線5-7
面積 1.34㎡
種類
・廃酸。
保管上限 35kg

施設の種類の種類
設置場所 保管場所4
河西郡芽室町東芽室基線5-7
面積 1.34㎡
種類
・廃アルカリ。
保管上限 35kg

施設の種類の種類
設置場所 保管場所5
河西郡芽室町東芽室基線5-7
面積 1.34㎡
種類
・汚泥。
保管上限 31kg

施設の種類の種類
設置場所 保管場所6
河西郡芽室町東芽室基線5-7
面積 1.34㎡
種類
・燃え殻。
保管上限 326kg

施設の種類の種類
設置場所 保管場所7
河西郡芽室町東芽室基線5-7
面積 16.2㎡
種類
・紙くず、ガラスくず、コンクリートくず及
び陶磁器くず(廃石膏ボード)。
保管上限 700kg

釧路営業所
施設の種類の種類
設置場所 保管場所1
釧路郡釧路町中央5-3
面積 1.34㎡
種類
・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、
コンクリートくず及び陶磁器くず(廃OA機器)。
保管上限 210kg

施設の種類の種類
設置場所 保管場所2
釧路郡釧路町中央5-3
面積 1.34㎡
種類
・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、
コンクリートくず及び陶磁器くず(廃医療機器)。
保管上限 420kg

施設の種類の種類
設置場所 保管場所3
釧路郡釧路町中央5-3
面積 1.34㎡
種類
・廃プラスチック類。
保管上限 22kg

以下余白。